

事務事業名 地域生活支援事業

出力日：令和06年03月18日

キーコード：1194

施策：	11	障がい者福祉の充実	財務コード	01030105-11-177
基本事業：	02	地域生活支援の基盤づくり	担当部	健康福祉部
基本事業の成果指標	地域生活支援事業により生活改善されている障がい者等の延べ人数 自立支援医療（精神・更生・育成）による助成を受け、経済的負担が軽減されている障がい者等の人数		担当課	生活福祉課
			担当係	障がい者福祉担当



事務事業が貢献すべき成果

計画年度	平成18年度 ~		新規・継続	継続	会計区分			実施計画		
1. 対象（誰、何に対して事業を行うのか）			2. 手段（事務事業の内容、やり方、手順）							
・障がい者（難病対象者含む）及び障がい児			「障害者総合支援法」に基づき、各市町村が実施する地域生活支援事業のうち、2つの必須事業と6つの任意事業、計8つの事業を実施するもの。 <実施事業> 1. 必須事業 相談支援 移動支援 2. 任意事業 ・日常生活支援 訪問入浴サービス 日中一時支援 ・社会参加支援 レクリエーション活動等支援（スポーツ教室） 声の広報発行 ・その他 運転免許取得助成 自動車改造助成 <令和4年度実績（延べ人数）> 相談支援：5,280人、移動支援：543人、訪問入浴サービス：714人 日中一時支援：492人、スポーツ教室：230人、声の広報：105人 運転免許取得助成：0人、自動車改造助成：1人							
3. 意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）										
障がい者及び障がい児等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができている。										
4. 成果（簡易評価は未記入）										
成果指標名称		単位	03年度 実績	04年度 実績	05年度 当初	06年度 要求	07年度 計画	08年度 計画	目標	
本事業を利用することによって、自立した日常生活を営みやすくなった障害者等数		人	1,693	1,614	550	550			550	
延べ利用者数		人	6,495	7,367	3,300	3,300			3,300	
5. コスト										
事業費		計	千円	35,487	35,808	48,042	45,633			
		国	千円	9,917	9,723	9,917	13,763			
		県	千円	4,960	4,862	4,960	6,883			
		地方債	千円		0	0	0			
		その他	千円		0	0	0			
一般	千円	20,610	21,223	33,165	24,987					
正職員人工数		人工	1	1	1					
正職員人件費		千円	7,921	7,728	7,815					
トータルコスト(事業費+正職員人件費)		千円	43,408	43,536	55,857	45,633				
6. 成果状況及びコメント（簡易評価は未記入）										
あがっている	令和3年度に「筑紫野市障がい者基幹相談支援センター」を開設したことにより、相談支援の利用人数が大きく増加している。外出自粛の影響により、移動支援の利用人数は減少している。年度毎に利用の状況はばらつきがあるが、地域生活支援事業は、障がい者等が個人の尊厳をもって日常生活又は社会生活を営むため必要な事業である。									
どちらかといえばあがっている										
あがっていない（停滞・低下）										
7. 評価及びコメント（簡易評価は未記入）										
対象動向	維持	類似事業	なし	障がい者基幹相談支援センターの開設により、相談件数が増加し相談支援員兼調査員の負担が増加しているため、人員増や調査業務の委託など負担軽減策の検討の必要がある。						
手段効率化余地	なし	コスト削減余地	なし							
公的関与	妥当性がある	受益者負担	余地なし							
上位貢献度	影響度は大	業務推進課題	なし							
成果向上余地	中程度									
8. 改善改革案（簡易評価は必要な場合のみ記入）						改善方向性	維持	見直し	廃止	事業終了
改革案/期待する成果/必要性/推進スケジュール/必要な費用（維持/事業終了の場合は記入する必要なし）										
障がい者基幹相談支援センターの相談機能の充実のため、障害支援区分認定調査について委託を行う、若しくは相談員の人員を増やす。										
事業開始背景及び現在の環境変化（市民・議会等の要望）						備考・特記事項 or 進行管理欄				
平成18年度の「障害者自立支援法」施行以降、数々の見直しが実施され、平成24年度に「障害者総合支援法」が施行。平成30年度から支援法においては自立支援給付と地域生活支援事業の2本柱の構造となっている。										